

# 「(仮称) 西宮市工場立地法地域準則条例の骨子 (素案)」に係る 意見提出手続き (パブリックコメント) の結果を公表します

「(仮称) 西宮市工場立地法地域準則条例の骨子 (素案)」に係る意見提出手続き (パブリックコメント) について、ご意見の概要とそれに対する市の考え方をとりまとめましたので公表します。  
貴重なご意見をいただきありがとうございました。

※ いただいたご意見は、原則として要約したものを記載しています。

※ 個人・団体等への誹謗中傷など市が不適切と判断した内容や、個人等が特定される内容については、記載していません。

## 1. 意見募集結果概要

【意見募集期間】 令和6年(2024年)7月10日(水)  
～令和6年(2024年)8月9日(金)

【意見提出者数】 3名

【意見提出件数】 3件

### 《回答分類別》

回答分類	説明	件数
①素案に記載済の内容です	いただいたご意見の内容は既に素案に盛り込まれています。	0
②素案を修正します	いただいたご意見をもとに素案を修正します。	0
③今後の参考・検討とします	素案の修正はしませんが、いただいたご意見は今後の参考(検討)にします。	1
④素案のとおりとします	ご意見の反映や対応が困難、または、市の考え方と方向性が合致しない内容です。	2
⑤その他	素案の内容と直接関係のないご意見、感想等(①～④に該当しないもの)。	0
	合計	3

2. ご意見の概要及び市の考え方について

No.	主な素案の項目 (ページ)	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答 分類
1	全体	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>本案には反対する。緑地の減少が地球温暖化を促進し、カーボンニュートラル社会に逆行する。また、温暖化が進行して災害が発生した場合、市がどのように責任を取るのか。</p>	1	<p>西宮市においても、地球温暖化対策とカーボンニュートラル社会の実現が重要な課題であり、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを進めておりますが、この削減は単に工場立地法による緑地面積の確保だけで解決できるものではなく、市全体で多角的かつ包括的な対策が求められます。</p> <p>今回の緑地面積率の見直しは、特に敷地に限りがある工場において新たな設備投資を促進し、老朽化した設備の更新が加速されることで、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入を進める効果が期待され、これにより、省エネルギー効率が向上し、環境負荷の低減や安全性の向上が図られることも期待されます。</p> <p>以上を踏まえ、市としては、今回の緑地面積率等の緩和を産業と環境保全の調和を図る取り組みとして進めてまいります。</p> <p>なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、市としては、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方の基、関係機関と協力して様々な対策を組み合わせることで災害に備えてまいります。</p>	④

2	全体	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>名神湾岸連絡線の建設に関連して行う緩和策か。また、工場立地エリアであっても、緑地は災害や事故の際の緩衝地帯としての役割を果たし、また環境保全の観点からも、減らさない方が良いのではないか。</p>	1	<p>西宮浜における緑地面積率の緩和は、産業用地が有効活用できることで立地企業の新たな設備投資を誘発し、生産性向上が図れることや新規企業の立地促進などを目的としているものであり、名神湾岸連絡線事業に伴い実施するものではありません。</p> <p>工場立地エリアにおける緑地については、災害や事故の発生時における緩衝地帯としての役割や環境保全の観点から、その重要性を認識しています。</p> <p>現行法令では緑地面積率や環境施設面積率の緩和があっても、環境施設（緑地を含む）を工場敷地の周辺部に配置することが求められており、これにより、緩衝地帯としての役割は一定保たれると考えています。</p> <p>なお、災害や事故対策は、緑地だけでなく、防護壁や耐火構造物、防災技術で対応することや、施設の配置見直しにより、リスク分散させることで敷地利用の効率化と災害対策を両立することもできます。さらに、緑地面積の見直しは、新たな設備投資や再生可能エネルギーの導入を促進し、省エネルギー効率の向上や環境改善が期待されます。</p> <p>以上のことから、本市は今回の緑地面積率の緩和を産業と環境保全の調和を図る取り組みとして進めてまいります。</p>	④
---	----	--	---	--	---

3	全体	<p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西宮浜産業団地地区（臨海産業地区）の緑地面積率等を緩和することにより、工場の市外転出を防止し、市内の産業振興と雇用の維持・創出が期待され、ひいては「西宮市民憲章」に合致し、街の活性化等にもつながると考える。また、「人口問題」と「産業振興」には強い関係があり、新たな工場の建設や企業の進出の促進をさらに強力に進める必要がある。</li> <li>・西宮商工会議所と連携を密にして、工業振興施策構築に向けて積極的な議論展開を要望する。また、担当者職員の製造工業作所への直接出向いて現場視察後、作業員等々と懇談するのも一考だと考える。</li> </ul>	<p>1</p> <p>緑地面積率の緩和については、工場を有する製造業の市外転出を防止し、市内の産業振興及び雇用の維持・創出に寄与すると認識しております。また、人口問題と産業振興の関係性についても、新たな企業の進出促進は、街の活性化と市民憲章の合い言葉の1つである「希望にみちた産業のまちにしましょう」の実現、そして持続可能な地域社会の実現にとって重要な課題であると考えております。</p> <p>今後、西宮商工会議所との連携を強化し、産業振興施策の構築に向けた積極的な情報交換および協議を進めてまいります。また、現場視察や作業員との懇談のご提案についても、市内事業者の現状をより深く理解し、効果的な施策を検討するための一つの有効な手段として検討させていただきます。</p>	③
---	----	---	---	---

【回答分類】 ①素案に記載済の内容です    ②素案を修正します    ③今後の参考・検討とします    ④素案のとおりとします    ⑤その他

3. 「(仮称) 西宮市工場立地法地域準則条例の骨子 (素案)」に係る修正箇所対応表

①パブリックコメントの意見を受けて修正した箇所一覧

修正箇所なし

②パブリックコメントの意見以外で修正した箇所一覧

No.	修正前	修正後	修正理由	素案該当箇所
1	3 区域及び区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合	3 区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合	「区域」と「区域の範囲」は同義であるため、「区域」のみを記載すれば十分である。したがって、別途「区域の範囲」を記載する必要が無いため。	西宮市工場立地法地域準則条例の骨子 (案) (P5)
2	4 敷地が2以上の区域にわたる場合の適用  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     特定工場の敷地が2つ以上の区域にまたがっている場合、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合が最も高い区域に適用される基準を適用します。                 </div>	4 敷地が適用区域の内外にわたる場合の適用  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     特定工場の敷地が適用区域と適用区域以外の区域とにわたる場合においては、当該敷地の過半が、適用区域に属するときはその全部についてこの条例の規定を適用し、適用区域以外の区域に属するときはその全部についてこの条例の規定を適用しません。                 </div>	「3 区域及び区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合」に定める区域が1種類 (西宮浜産業団地区) であり、敷地が2種類以上の区域にわたる場合がないため。	西宮市工場立地法地域準則条例の骨子 (案) (P5)